

水府雜誌

特別
14
696
66



696
66

○天保四癸巳年

水戸齊昭公の山立の山馬頭松平権藏の御書
御書に於て権藏將二守室の下の月夜三宗喜の御書
に指紙の御書に文通御書に御書上の御書
の御書に於て建業毛鳥の御書上の御書
御自身に於て仕進の御書に於て夜中の御書
の御書に於て御書に於て御書に於て御書
御書に於て御書に於て御書に於て御書

皇極文庫

小寺姓
玉皇文庫

御書寫

此度小生を度々自好駒と養ひ奉りし事
良馬仕立んとす事ありて右音の遠の諸馬者
長し只我々の心は総一口の中なる御書
自好芝と別格とす事而故馬の侍女も
不承の如き事も獨扱の事ありて只費の事
容易の馬を羽の事ありて世にあり奉り
風音の事ありて我々の御書
とありての御書我々の御書

駒を仕立とす事ありて
御書

八月九日 御判

御書小生にえりて度々御書

御書小生にえりて度々御書

御書小生にえりて度々御書

○水戸齊昭公思召ありて天保三壬辰年より山内成の
外米叔進と山内上宮 御書何夜と云事とあり
中夜と云事と山内中夜と云事と初夜と云事と

沃山正産の何れ救多_レ冒上_レの相_レのよ_レ斗
多_レ作_レの_レす_レ山_レ冒_レ上_レの_レ斗_レ為_レ秋_レ理_レ年_レ少_レ致_レを
水_レ維_レの_レ難_レ源_レ石_レの_レ米_レ粗_レ撈_レ米_レの_レ少_レ救_レを_レ作_レり
地_レ婦_レの_レひ_レさ_レり

齊_レ聖_レの_レ神_レの_レ海_レの_レも_レれ_レの_レ少_レ役_レ人_レの_レあ_レり_レの_レさ_レり
海_レの_レ東_レ代_レの_レ皇_レ子_レ又_レ皇_レ孫_レ代_レ皇_レ孫_レ又_レ皇_レ令_レを_レす_レ由

○天保九戊戌年四月十七日京都大火_レの_レ目_レ本_レ修_レ寧_レ井_レ河_レり_レ
神_レ田_レ三_レ河_レ河_レの_レ燈_レを_レせ_レり

大_レ城_レ道_レの_レれ_レの_レさ_レる_レ度_レ改_レめ_レれ_レの_レ珍_レ記_レの_レさ_レり_レの_レ記_レ元
深_レ川_レ十_レ方_レ坪_レの_レハ_レイ_レ果_レ鴨_レ下_レの_レあ_レり_レの_レハ_レイ_レ浮_レ袋_レの_レハ_レ

水_レ磨_レ石_レの_レ海_レ國_レの_レ竹_レ三_レ河_レ河_レの_レ正_レの_レ昔

御_レ入_レ國_レの_レ初_レ三_レ羽_レ本_レ後_レ者_レの_レさ_レり_レの_レハ_レイ_レ記_レ元

東_レ照_レ宮_レの_レ神_レ意_レ心_レを_レ干_レ比_レを_レ年_レ序_レ理_レの_レ及_レの_レ追_レ追_レ持

今_レ残_レの_レ存_レの_レ旧_レ家_レの_レす_レる_レ一_レ五_レ事_レの_レい_レふ_レ三_レ河_レ河_レの_レ昔

花_レの_レ許_レの_レさ_レる_レの_レ十_レ三_レ年_レ坪_レの_レハ_レイ_レ記_レ元

難_レ教_レの_レ及_レり_レの_レ鳴_レ呼_レの_レ夜_レの_レさ_レり_レの_レ若_レ子_レの_レ許_レの_レ交_レ一_レ六_レ小

石_レ川_レ部_レ中_レ三_レ河_レ河_レの_レハ_レイ_レ記_レ元

城_レ波_レの_レハ_レイ_レ記_レ元

上_レの_レも_レの_レハ_レイ_レ記_レ元

の_レハ_レイ_レ記_レ元

水府君の山に息世を難く思へし
水府齊昭公をいふ

東照神君の山に身あり
かき束代の子をいふ
山に身あり
何れをいふ
山に身あり
何れをいふ
山に身あり
何れをいふ

一親、水又、山をいふ
水府君の山をいふ

水府君の山をいふ
山をいふ
山をいふ
山をいふ
山をいふ
山をいふ
山をいふ
山をいふ

天保元年三月
高五ノ石伊
藤主膳をすり御政
易子りて天保三年
七月ノ事ナリ

だよ水府の山に
山に
山に
山に
山に
山に
山に
山に

○武將 水府君の山に
山に

尾張屋の山に
山に
山に
山に
山に
山に
山に
山に

水府君の山に
山に
山に
山に
山に
山に
山に
山に

山に
山に
山に
山に
山に
山に
山に
山に

○西丸山統夫舟城三月木曾山より付本山材木

江尾表上着船前大方山普請出来舟不用木敷

或百斗丸四子本斗まらぬし 三奈いとの一山 木敷

ひまの山の木は丹波の二百年のいしつゆをなすにまてし
用このまてしつとれは木敷をなすまてしつゆをなすにまてし

木敷のまてしつとれは 木敷

木敷のまてしつとれは 木敷

見まふ木敷のまてしつとれは 木敷

木敷のまてしつとれは 木敷

大即舟材をなすにまてしつとれは 木敷

材木をなすにまてしつとれは 木敷

木敷のまてしつとれは 木敷

木敷のまてしつとれは 木敷

木敷のまてしつとれは 木敷

木敷のまてしつとれは 木敷

木敷のまてしつとれは 木敷

木敷のまてしつとれは 木敷

○天保九戌戌年春の年始り 終に式鑑舟入侍

その人來り且兩判を及る物 比内堂高分鏡買

其の中より其の判を由りて其の法ありし 其の法ありし

その中より其の判を由りて其の法ありし 其の法ありし

その中より其の判を由りて其の法ありし 其の法ありし

その中より其の判を由りて其の法ありし 其の法ありし

その中より其の判を由りて其の法ありし 其の法ありし

その中より其の判を由りて其の法ありし 其の法ありし

其金の重さ... 随分世帯... 詰む... 則て... 役人... 上... 出...

〇水戸... 神女... 繩... 何... 則... 何... 金... 何... 水... 水...

圓いもの成程あつていふところお前の人を纏約の
場いふおんとお前し

○水と稱と 上香位と云ふは格す 一と云ふ

城の事と絶ちおくは油と云ふは 水と稱

紀別稱の 山おとさるは 紀別稱と云

城より一瞬は油と云ふは 海原と云

いふは 紀別稱と云 城より一瞬は油と云ふは

追ふは 水と稱

上と云ふは 一と云ふは 一と云ふは 一と云ふは

水と稱と云ふは 一と云ふは 一と云ふは 一と云ふは

○水府齊昭公号令 妖保九年

己年申年兩度凶作と云ふは 米穀も乏しく此氣候

と云ふは 此上何れ難事一万余一今年も凶作は四半

去長の技物もいふせん日夜心思と苦く天地の

變災ハ人の力及ひ兼ハ人の心前物の盡と云ふ

上下一致と云ふは 人支と云ふは 其心と云ふは

變災も其心と云ふは 止ぬるし 能令變災

と云ふは 人カと云ふは 上と云ふは 上帝前と云ふは

天命と云ふは 長の父母と云ふは 後初と云ふは

救す百人の父母と云ふは 後初と云ふは 子の仇と云ふは

見ざるも心の人や是れもよく今日も七日の間精進際
斗々鹿嶋静士田等。立穀成就万長安縁の
大願を遂げ一日辛幸の念を用ひぬるに恐懼の年
を我も并々痛中始一回今日も日粥を食し上ハ
天の怒りを信し下ハ長の徳を救ひぬるにびと御
凶年にも國中の米穀も我等の食物を妨ぐ
まゝ又粥を用ひぬるを念もぬる米穀國中の海
にもおぬるぬるを幸及始國中の人々我等心を
推察する一人の心ひやんよ米穀を食しぬる國
別族の女一人の運理(確言の爰は兄弟十人

ま一人の富貴も時時長命を用ひぬるおぬるの
めく十人飲食の部人ハ辛幸の念を用ひるを奈
平人の乳を死んす時始の五人おぬるを食
す。辛幸と少々痛中を用ひぬる十人の念ハ
念もぬる我等もあつたも國中の父母とあれ
國中の長女おぬる兄弟五人といふ者も
絵画の富貴者の救ひを請ふるぬるも
富貴者もあつた一人富貴一程も餘る世の中の人
信のぬるぬる御りつ國中の別族にあつた
も我上下の心も一人者もあつた

鎮守氏神ノ實意を以て五穀成就の折願を
しり一粒の食一餘一人の久と物んや
志しりや致し奉る

成
六月三日 御判

右の自筆より山形縣中山後村

○西丸山姓名三離讀 紀別称山先騎車

一寄山姓名水之稱山家老多人

右の自筆より山形縣中山後村
若山上下より
右の自筆より山形縣中山後村

水之稱山松板二百枚山形上

山形上より山形自筆より山形山形上

山形自筆より山形山形上

御判

- 一 寛永三年甲戌七月廿二日西丸山姓失
- 一 同十六年乙酉八月十一日山形山形失
- 一 明暦三年丁酉正月九日山形山形失
- 一 延享四年丁酉四月十六日山形山形失
- 一 天保九年戊戌三月廿四日山形山形失
- 一 天保十五年己丑五月十日山形山形失

大猷
山形人
山形

讀由
寛文八年二月六日
山形

○水之稱山形山形上
成
正

雖無松柏操 猶作暫時紅

年未直改此項
四年三月加列也

いづれも
海濱集人
子年と少
は日中
年

誰も
行も
本

五味
山
日新

○天保三年生年
水府

御家

公

天朝

左

あ

御

自

味

思

威

此弘道館所造之也。此中家中之書。其
子中亦未。其日刻。其亦信。其又書。其亦

修由。一統。三念。志存。二人。武。其

所。國。恩。其。可。任。其。其

修由。其。其

七月

弘道館記

弘道者何人能弘道也。道者何天地之大徑而
生民不可須臾離者也。弘道館何為而設也。恭
惟上古

神聖立極垂統。天地位焉。萬物育焉。其可以照
臨六合。統御萬民。未嘗不由斯道也。帝祚以
之無窮。國體以之尊嚴。蒼生以之安寧。蠻夷
戎狄以之率服。而

聖子神孫尚不肯自樂取。於人以為善。乃若西

土唐虞三代之治教資以贊

皇猷於是斯道俞大俞明而無復尚焉中世以降異

端邪詭誕民惑世俗儒由學舍此從彼

皇化陵夷禍亂相踵大道之不明於世也蓋亦久矣

東照宮撥亂反正尊

王攘夷克武克文以開太平之基吾祖

威公實受封於東土夙慕

日本武尊之為人尊神道循武備

義公經述嘗護威於夷齊更崇儒教明倫

正名以播屏於國家爾來百數十年世承遺

緒沐浴恩澤以至今日則苟為臣子者豈可弗思所

以推弘斯道茲揚先德乎此則經之所以為設也

柳夫祀

健御雷神者何以其亮天功於草昧留威靈於

茲土欲原其始報其本使民知斯道之繇來也其

嘗孔子廟者何以唐虞三代之道折衷於此欲欽

其德資其教使人知斯道之所以益大且明不偶

然也嗚呼我國中士民夙夜匪懈出入斯經奉

神州之道資西土之教忠孝無二文武不改學
問事業不殊其效敬神宗儒無有偏黨集衆
思直羣力以報國家無窮之思則宣徒
祖宗之志布墜

神皇在天之靈示將降監業設斯詔以統其
治教者誰權中納言從三夜源朝臣齊昭也
天保九年歲次戊戌春齊昭撰之并書及
篆額

○水之御所國許地方運馬將為奉養

再及奉養於別處奉養所而獲

大將軍於道中
○天保十二年七月

○天保十二年七月

津山備前守

水之御所國許地方運馬將為奉養
再及奉養於別處奉養所而獲

御代夏文
六手三佛手
淫祠破却
二千七百十一
元ト入リ

施の金は四用の夫費す
五万石奈の山國を
此の三河を治むるに
ありては

東照神宮の宮に佛堂を設けし
此の寺をせむに別向の傍を
自餘の山元福方の靈神
忘日かよひは神と亂名
聖の佳辰もあはれ鮮
今武の故美のや
川をりしは
此の寺後所を福寺と
向中りし

あつたをその拘泥を
此の寺は
御書提所草地山常福寺
後を十八檀林の中
常國所連と
義之の妻の山向山
寺の山は
向中遊羽寺領没収
御城内御靈社
日蓮宗久昌寺

石上より... 願入寺... 水乃の始若方... 依... 知... 福... 宗... 伴...

せん何の... 我... 加... かく... 感... 愧...

左馬のいそせに私奉行の司人今も都より
いそせの由り所人の言を聞きしに
いそせの由り所人の言を聞きしに
いそせの由り所人の言を聞きしに

追鳥狩といふ年初にせりし事
り荒物ありしをその代押金に流す
調律とてこゝろに藩士二男三男
曹の備ありんば夜令妻姑ありし
年あつたつ久し其年蒙れん
何ひし年克つた仕仕の極生
病しし小似し飛しし遺儀

飲食を減し一紙夜を思ひしに
於しとて本意ししに
武をあらたし文を抄録同の可
麻晒のつり自きし道の
時しし馬は草を湯あせし
試しし唯一騎しし長年
艱苦しし試しし本意ししに
りしし指かきし大若し
る使ししししししししし
言其の御方ししししししし

知
人之於禮不可一日無也。大則邦國之經，倫小則田疇之細，務有禮則治，無禮則亂。雖小枝亦然。余暇日為雲華之枝，其中自有禮節。廢之則事亦不可行也。而其可取者三：可合者三，可易得之，可與難得之。宜比焉而不恥者，所以示以富貴，交貧賤也。其調慶食為美味者，所以示化不肖為賢也。其聚古物以玩之者，所以示慕

古也。若夫垢清器，傷全物，以贗古，製者教民，傳也。已箸碗盞博出子，金菓菜，莫鳥籠，致珍異者，教民奢也。品計器什，極口贊揚者，教民謾也。舍此取彼，斟酌以用之，可謂善行。茶禮者也。金玉之為至，寶翳券之為美味，人之所同好也。我則不然，以瓦木為具，以芋栗為羞，矣。富貴之為首，貧賤之為果，亦人之所同好也。我則不然，貴賤共席，而不相棄，促膝劇談，雖且子相伍焉。是數者，吾枝之所獨也。質而雅，和而不流，君子之交也。孔子曰：禮與其奢也，寧儉。雖小枝，其庶幾乎。

あし

或問予學茶法乎。吾對曰未也。嘗閱之其味也。苦而且其。其器也。養而清。其室也。樸而用。其庭也。隘而幽。其文也。眩而禮。數會而不費。能樂而不奢。如此而已。莫其友之在吾所不知也。

又文武の所傳

空門三皇教。又為我道憂。齋儒六經說。邪復洙泗流。彝倫無人叙。何以護神川。永懷不可寐。長夜何悠々。
四海子万国。吞噬互為君。雖料竟舜域。忍付

犬羊群警。戒須及時。天未喪斯文。文修武奮。日一夫。敵五年。

とあるは、はるかに、さうして、海は、快かたし

海は、弘道館の、水也

弘道館中、千樹梅、芳香襲郁、十分開、好文、豈謂其威哉、雪裏、占春、天下魁、

その、海に、流す、かたし

其、茶の、湯の、外、さうも、あつ、は、茶、の、花、を、又、り、く、ふ、つ、ら、ん、雖、し、亦、心、事、奉、是、室、といふ、か、さ、書、は、さ、

大若、み、は、る、川、さ、わ、心、年、の、高、み、の、日、也、を、さ、

弘道館、茶、の、湯、の、外、さうも、あつ、は、茶、の、花、を

銅鑄月五
ツモ水公ノ
被入山ナリ
饗具水左産
栗飯汁カク
同生菓子
右外絶テ
只憐愷治國
談耳

又鳥羽の所歌

歌ありいゝとあるをいふと
天下は夫れ故也
所之をいふと
如ふや
此をいふと

一日終る所あり
あると

よる

見籠閣奉呈 黄川景公 藤原承正

回頭世上漫紛紜 昔爾毀譽付白雲 天下英雄終

屈指平生知己獨逢君 林梢風斂鳥聲滑 檻角

日暄梅氣薰 自戒莫安如鶴毒 從來治國要勤

水戸炭和韻

何關世上縷紛紜 英氣元凌邊海會 賴有一梅

伶宿好不須 又惜會邦君 西山遺籍爰相贈 梅

里餘香為熟薰 莫各勝無方丈設 俗羞豈為

雅賓勤

参列羽田野敬雄子簡寫
天保十五年

水邊近多藤末村と云の者兩人當辰正月廿五日
一 移又城邊親多水礼と唐僧香取是也其香取
二月廿二日油毛河津村水邊月宿二日辰五丁丁辰
後知事と云の事小生おたははる辰辰中し
一 以年勤事社の傍り岩上より大船と稱し其の
敷九丁四方ありと云
一 史事一統の傍り史事一統の傍り史事一統の傍り
一 万姓千人一統の傍り史事一統の傍り史事一統の傍り
史事一統の傍り史事一統の傍り史事一統の傍り

一 是術道と云は神の信祥を尊りて是亦術道故
又此等の信ありし初よりこの信あり

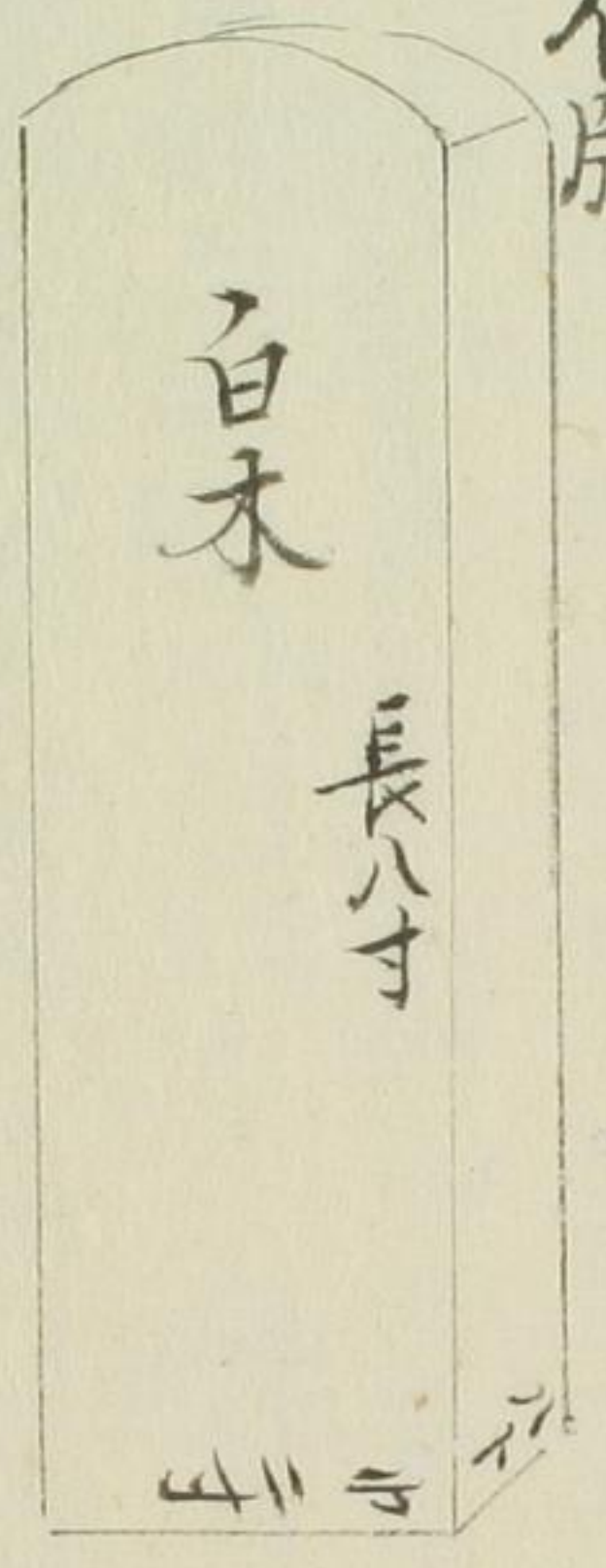
一 水戸須月より日先術道なるもの信を奉りて
るもの如く寺法に始りて信ありし也

右の丹種々の信も亦以て先ある所の所
の如くも亦然りしは彼の人徳地へ行つ所の
ありしを笑ひて一人の男若松を以てして佛に
たす者ありし者又之を徳地といふに似たり
しかる又之を信するもの信の心は是の如く
をたすいふに似たり人々の信然りしものと
は

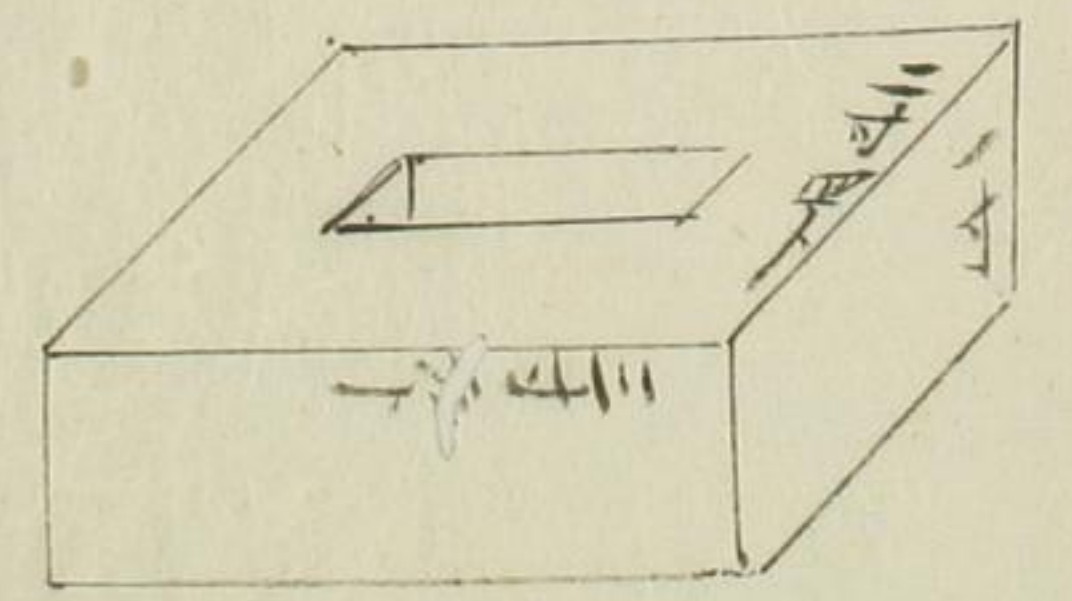
謹按以神道不為天下國家道為神祇社司禊室
業而已者甚以誤矣抑遠則三才五物理近則
人倫日用行也嗚呼世俗之惑堪息神道之當
信當行而異端之害惡者所以日本之為日本
儒釋之於坐漢者其當然也苟本朝之人而
不知吾人倫大道用漢坐異端者不忠不孝之
甚也庶幾學者宜服膺雖道或不達理或不精
其教亦與國異若使孔子生本朝則必能從
本朝之道不知道所在從局之於異邦之教法
而終為神道之敵可以哀哉

棺字より前ハ酒菓子と供へ香燭を合燭火之用
 蓋ハ位牌と身の上ハ並列ノ壇の傍ハ席と云々
 土神ノ祭祭壇ノ傍ハ舞臺ノ儀ニ舞臺ノ傍ハ
 供下ノ儀ナリ焼香拜礼ニ後棺と云々壇ナリ
 扱ハ土と云復ハおろろノ儀舞臺ハ位牌と身の上
 正中ニ直ニ焼香拜礼ニ後棺と云々壇ニ
 返るハ火ノ儀一月ノ拜礼ニ終りニ喪と位牌と身の上
 此壇前ノ身の上ニおろろノ儀ハ壇ノ傍ニ
 酒ノ儀焼香拜礼ニ下ノ儀外伯齒又母ノ儀
 從弟ノ儀喪と云々各ノ儀ハ壇ノ傍ニ酒菓子と
 供へ火心ハ壇ノ傍ニ

位牌

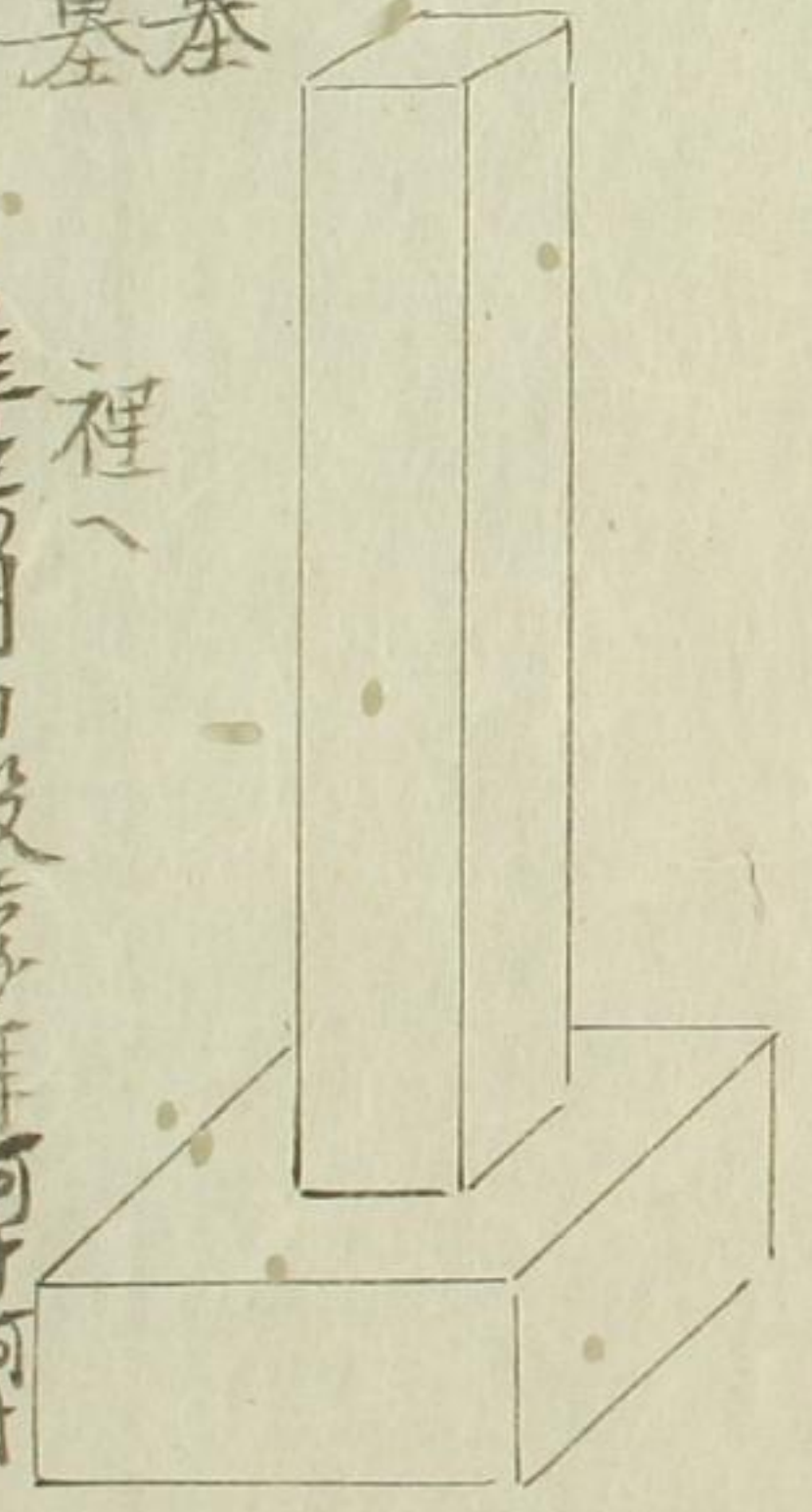


男 姓名神座
 女 何某神座



石碑

男 姓何兵衛之墓
 女 妻 配姓何某墓
 女 姓何女墓



年 月 日 没 享年 何 子 何 才

形鬼も黄泉より立し魂神重なる
子孫を身におもひて胃のうろくを付奉りて秋の
新嘗にともりて先祖父母を思ひぬる由申す一年
あなご先祖父母を思ひぬる由申す
自新祭或は往古の由縁にともりて新嘗にともりて
新嘗にともりて先祖父母を思ひぬる由申す
新嘗にともりて先祖父母を思ひぬる由申す
新嘗にともりて先祖父母を思ひぬる由申す
新嘗にともりて先祖父母を思ひぬる由申す
新嘗にともりて先祖父母を思ひぬる由申す
新嘗にともりて先祖父母を思ひぬる由申す
新嘗にともりて先祖父母を思ひぬる由申す
新嘗にともりて先祖父母を思ひぬる由申す
新嘗にともりて先祖父母を思ひぬる由申す

あなご先祖父母を思ひぬる由申す
新嘗にともりて先祖父母を思ひぬる由申す
新嘗にともりて先祖父母を思ひぬる由申す
新嘗にともりて先祖父母を思ひぬる由申す
新嘗にともりて先祖父母を思ひぬる由申す
新嘗にともりて先祖父母を思ひぬる由申す
新嘗にともりて先祖父母を思ひぬる由申す
新嘗にともりて先祖父母を思ひぬる由申す
新嘗にともりて先祖父母を思ひぬる由申す
新嘗にともりて先祖父母を思ひぬる由申す
新嘗にともりて先祖父母を思ひぬる由申す
新嘗にともりて先祖父母を思ひぬる由申す
新嘗にともりて先祖父母を思ひぬる由申す
新嘗にともりて先祖父母を思ひぬる由申す
新嘗にともりて先祖父母を思ひぬる由申す
新嘗にともりて先祖父母を思ひぬる由申す
新嘗にともりて先祖父母を思ひぬる由申す
新嘗にともりて先祖父母を思ひぬる由申す
新嘗にともりて先祖父母を思ひぬる由申す
新嘗にともりて先祖父母を思ひぬる由申す
新嘗にともりて先祖父母を思ひぬる由申す

祝詞

今年何年何月何日止伊
乃前仁言久天地關少初志久人民蕃息於西
毛於西毛其遠祖子孫八十連綿連綿
張唯一氣迺流通盡留事無及隨尔今形魄
黃泉仁隱坐止御魂波直尔家内尔故給此一向
尔子孫守日守夜護尔守給培恐表恐暖申須

祭文

今年何月何日止伊祭至姓名字事物
我昔考迺大前仁告言久奉留御酒者脰能開
高知脰乃脰滿魚也和稻荒稻野山尔生流
物般甘菜梨菜海原尔生流物及籩乃廣

物籩乃狹物尔至好置足也備奉留字豆乃
萬物字可伶物止平心和享給培恐表恐暖
申須

神道山崇奉... 下農土... 自奉... 備奉... 萬物... 天神... 始... 人...

廣く其の言を以て川を以て思ひ及ぶこと其の源の
そまの神を以て其の母を以て權現無路の本地
佛の如く言ふに方人其の心は此の如く其の
神は天の如く其の廣く其の神は地如く其の
如く其の生れ死の如く其の理の如く其の如く
は佛の如く其の如く其の如く其の如く其の如く
とて其の如く其の如く其の如く其の如く其の如く
難言といひ其の如く其の如く其の如く其の如く其の如く
四の如く其の如く其の如く其の如く其の如く其の如く
其の如く其の如く其の如く其の如く其の如く其の如く
いふ其の如く其の如く其の如く其の如く其の如く其の如く

界と其の如く其の如く其の如く其の如く其の如く其の如く
たの如く其の如く其の如く其の如く其の如く其の如く
事如く其の如く其の如く其の如く其の如く其の如く其の如く
を以て其の如く其の如く其の如く其の如く其の如く其の如く
護法神の如く其の如く其の如く其の如く其の如く其の如く
その如く其の如く其の如く其の如く其の如く其の如く其の如く
若し其の如く其の如く其の如く其の如く其の如く其の如く其の如く
王室の如く其の如く其の如く其の如く其の如く其の如く其の如く
大なる如く其の如く其の如く其の如く其の如く其の如く其の如く
如く其の如く其の如く其の如く其の如く其の如く其の如く其の如く
如く其の如く其の如く其の如く其の如く其の如く其の如く其の如く

皆乃高妻ありて 佛後其身一人のたれども
司の慈悲弱報を 事しむるものありて其
山の修業の威徳は 佛後の三徳を存し佛
侶を利すの心を 教ははひてよく 慈と悲とを
示す年長の教を 佛後にも 如き道の 普くを心
奉るの心を 教ははひてよく 元来善徳の 道あり
教點を 示すものありて 己人の 徳あり
己の身徳を 示すものありて 名を 教ははひてよく 徳あり
幼化を 佛の道とすものありて 人の 善徳の心を 佛の徳を
化せしむるものありて 教ははひてよく 徳あり
善徳を 示すものありて 教ははひてよく 徳あり

物に善徳ありて 教ははひてよく 徳あり
人の善徳ありて 教ははひてよく 徳あり
の世に教ははひてよく 教ははひてよく 徳あり
年には 賜ふ徳あり 初り 夫長天和を 徳あり
徳ありし 徳ありし 徳ありし 徳ありし 徳ありし
徳ありし 徳ありし 徳ありし 徳ありし 徳ありし
徳ありし 徳ありし 徳ありし 徳ありし 徳ありし
切の丹室の 二百年来 徳ありし 徳ありし 徳ありし
者と 徳ありし 徳ありし 徳ありし 徳ありし 徳ありし
今より 徳ありし 徳ありし 徳ありし 徳ありし 徳ありし

舊く僧徒は肉食後法未だ之を戒ふ又之を
其の飽食より意の増長は佛の戒律
大なりしとて世の僧徒は肉食後法未だ之を戒ふ又之を
其の飽食より意の増長は佛の戒律
大なりしとて世の僧徒は肉食後法未だ之を戒ふ又之を
其の飽食より意の増長は佛の戒律

加之縁を授け而して相違ひしは則ちその
又ハ類信錯謬の書とあるは是れ之を佛
教の事と云ふ人必し其の言を信ぜず
其の言を信ぜず其の言を信ぜず
其の言を信ぜず其の言を信ぜず
其の言を信ぜず其の言を信ぜず
其の言を信ぜず其の言を信ぜず
其の言を信ぜず其の言を信ぜず

むりくはく人い書入るはみんをいふ言ひはあへん
 如く人あむもいふべし社文の筆數に筆信作の佛を
 一旦の身あへん祖達の言ひに思ふ人々今にありぬ
 ともいへば佛教の濁れはまよひをたすべし念
 する神靈の病まじはるれば社文の如き佛の地を
 撰り神靈をまじはるれば佛教の法生れ生地獄極樂
 をたすは筆に信する言ひはるれば衣倉百年の心を
 ちかするはうへるは筆の法生れまじはるれば
 死せし後にも筆をたすべし思ふ心きり
 極樂生れをたすは筆の法生れまじはるれば
 ちかするは筆の法生れまじはるれば

和云ては山本
 廣三十五長壽
 養生論俗集
 ナカラヨソノ
 比板山僧正
 九カ佛はチ
 キヒラ還俗
 セトリ

高鶴佛號
 大ナリイテ
 二ノ御話
 妙ナリ

榮耀の流る思ふは佛の法をたすは筆の法生れ
 時う人心の如きは筆の法生れまじはるれば
 の心まじはるは筆の法生れまじはるれば
 此世の如きは筆の法生れまじはるれば
 正まじはるは筆の法生れまじはるれば
 極樂生れまじはるは筆の法生れまじはるれば
 天界の地行するは筆の法生れまじはるれば
 人死して七日後に筆の法生れまじはるれば
 病まじはるは筆の法生れまじはるれば
 地獄極樂の由たるは筆の法生れまじはるれば
 あるは筆の法生れまじはるれば

京都國屋寺にも一様あり、由來の事もおぼろ
るなり、佛家の化に全頼する所なきは、終るべき事
ありとも、乃、理なき所なり、信託を断るべき事
あり、後、好まざるは、信託を断るべき事あり、
心を用ひて、又、信託を断るべき事あり、
し、事なき、世、或、何、事、断るべき事あり、
皇朝の事、或、事、断るべき事あり、
之、或、事、断るべき事あり、
其、事、断るべき事あり、
根、本、と、事、断るべき事あり、
若、事、断るべき事あり、

何、事、断るべき事あり、
由、り、事、断るべき事あり、
信、託、を、断るべき事あり、
家、割、外、事、断るべき事あり、
出、る、事、断るべき事あり、
神、心、を、断るべき事あり、
新、傳、事、断るべき事あり、
祠、大、事、断るべき事あり、

宗子其神也人命之曰宗子也
是人心之也其宗子也
其宗子也其宗子也
宗子也其宗子也
宗子也其宗子也
宗子也其宗子也
宗子也其宗子也
宗子也其宗子也
宗子也其宗子也
宗子也其宗子也

○天保十三年三月廿二日

水七指子東京

以人校山行列

取子書

總御領奉行
御旗
御旗
御旗

水六伴綱

所敷

三拾三

東照宮

云為行

御旗
御旗
御旗
御旗

所目見の上武士一の金路
 甲冑をふり山笠をまき百人
 常川路石列 轡をふる十
 三人 轡をふる常川人 一由
 日廿三日の常川路 轡をふる
 軍陣 轡をふる我衣敷百人

 常川路 轡をふる 常川人 一由
 日廿三日の常川路 轡をふる
 軍陣 轡をふる我衣敷百人

 轡をふる 轡をふる
 轡をふる 轡をふる
 轡をふる 轡をふる

常川路 轡をふる
 轡をふる 轡をふる
 轡をふる 轡をふる
 轡をふる 轡をふる

右お母のし水人の中
 小石川の常川路 轡をふる
 轡をふる 轡をふる
 轡をふる 轡をふる

常川路 轡をふる
 轡をふる 轡をふる
 轡をふる 轡をふる
 轡をふる 轡をふる

天保十一年四月牧野義仲

山形府山形郡山形町

山形町上ノ天守内ノ夜

一 水と森を以て山形町

東郷宮印殿ノ御拜

山形町向ノ山形町

山形町ノ山形町

山形町ノ山形町

一 山形町ノ山形町

山形町ノ山形町

一 山形町ノ山形町

山形町

山形町ノ山形町

山形町ノ山形町

山形町ノ山形町

山形町ノ山形町

山形町ノ山形町

山形町ノ山形町

山形町ノ山形町

山形町ノ山形町

山形町ノ山形町

山形町

山形町

山形町

山形町

山形町

山形町

山形町

山形町

山形町

山形町

山形町

山形町

山形町

山形町

山形町

山形町

山形町

山形町

山形町

山形町

山形町

山形町

並見其... 此... 爲... 撤... 此... 二... 騎... 爲... 上...

大... 大... 大...

夫... 乃... 川... 中... 此... 銀... 如... 皮... 此...

大... 大... 大...

召の御馬音元當哉
才一之駿足之出度也
皆之紅之玉經者之友
少雅大將軍之詳也
覺之我切之旧家之中
酒井孫九郎之仁河馬
三四乃先之騎馬之
也馬也而本札也
分一之指誘也
信守之

馬
御馬音元當哉
才一之駿足之出度也
皆之紅之玉經者之友
少雅大將軍之詳也
覺之我切之旧家之中
酒井孫九郎之仁河馬
三四乃先之騎馬之
也馬也而本札也
分一之指誘也
信守之

此臨海也
山
兼之
石原也
中
小子
也
也
也

山
兼之
石原也
中
小子
也
也
也

一 劫人數四万揚子
安子後一第余位与
一 存之月日立出
少勤之勢
氣能
父子
十二
白切
銀毫

王業
安
安
安
安
安

馬振乃將
具足
出
銀
水
白
公
白
白

安
安
安
安
安
安
安
安
安
安

致記控ありし

一 旗ノ尻筋をうき草白

草然おんし

一 母衣をきまおんし

一 踏馬 吉をまのり出

布もゆき子 是ハ教をわが

ゆき馬の 一のり踏

おんし

一 宗馬 ぬ農馬を文

おんし

一 水二條の馬 中お探拜

おんし 小 合箱と

水二條の馬 二のり踏

何 水合箱 ありし

一 一 是ハ押陣 ありし

一 押陣 陣中 ありし

臨先 ありし 命合をわが

何 ありし 馬

達者 ありし 馬

右 ありし 馬

啓行

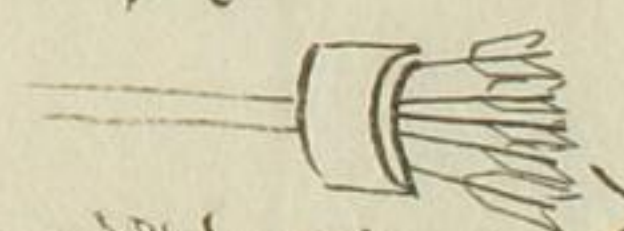
中二天松
長二天松

二天

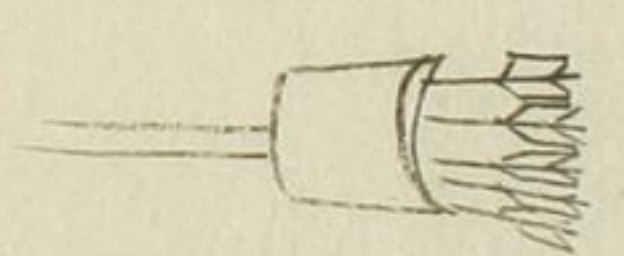
二天

匡圓

小道真者
三張の百本



黒伏鳥
小道標本



押陣

水合箱

宗馬

水合箱

中進山抄又右一舉
 唐書卷之二十四
 孫叔才 是也
 追後將
 紀軍
 凡
 一追易將
 中
 之
 之

小
 卷
 紀
 凡
 一

一右
 孫叔才
 追後將
 紀軍
 凡
 一追易將
 中
 之
 之

御
 卷
 紀
 凡
 一

後、街本陣、
 水之梅、右列、
 此、
 右、
 十八、

一、
 一、
 一、
 一、

御馬
 此書、
 此書、

一、
 一、
 一、
 一、
 一、
 一、
 一、

此書、
 此書、
 此書、
 此書、
 此書、
 此書、
 此書、

雉を放す若集提槍し
 舞ハ環列し甲士をり
 枝を争ひ打向火中を箱
 中り所を布斗を鬼を放
 少所を門を打向ひ丸
 けりて鼓を建て氣を
 宗惣身をり打向し
 号ハ門をりてえりし

節 中 瑞
 瑞 瑞
 瑞 瑞
 瑞 瑞
 瑞 瑞

瑞 瑞
 瑞 瑞
 瑞 瑞
 瑞 瑞
 瑞 瑞

表

鏡是盤門門門門

表

鏡是盤門門門門

鑲嵌由奇鑲 鑲

大出供 鑲嵌每具每一年

門門門 鑲門門 鑲門門門

鑲 小鑲生 長身 鑲每具每一年

門門門 鑲門門 鑲門門門

卷之二 醫學
卷之二 醫學
卷之二 醫學

醫學
醫學
醫學
醫學
醫學

醫弊說

凡事有善有惡善端或生弊因循苟且必至於善惡
相混有不可辨者夫醫藥者保命之大具死生存亡
之所係也不可以不慎焉記曰醫不三世不服其藥
其慮深矣雖然未聞三世相繼必為良医者故有特
達其術者則雖不三世將用之而其世宦者亦非可
廢於是医宦生員滋多各自為一家而其所見亦異
矣嗟可不慎哉今夫王公大人一有疾則衆医會議
有司監省而後調藥以進焉雖有良医亦得一人專
任以施方劑是其所以尊重而敬慎之者至矣蓋矣

然其所以尊重敬慎而或至于不起者何也蓋其弊有三矣衆醫之會議也各盡其心知而無不言矣然人心之不同猶面也百匠之則一證為百症是以各儀囂然是非蜂起終莫一定自非傑然致身蓋忠洞然視坦一方人者不能辨駁異論以濟其險難今任其職者皆斗箱庸醫固非有見識者當其執匕調藥時衆醫或默視則左顧右盼頰首遜言欲在此不譏在彼不嘲矣唯急於免身緩於祛疾故其所調皆尋常寬藥柔劑而未能疏其源除其根遂使滕理入膏盲幸而經日弥月別以為得其驗驕色大言脾腕

惰慢自稱國手而不敢容衆議唯有貪賞賜之心也既而變證橫出則危懼戰栗恐辜相及脅肩屈身退遜辭讓或稱譽他醫欲令其代己以調藥當是時先醫曰疾小瘳後醫曰疾大劇其反覆無常如此是其弊一也衆醫固非無貪賞之意其初各說主張證經辨方以僥幸萬一及其危篤則歛衽拱默然而退唯恐有執匕調藥之命矣是其弊二也夫貪欲驗肆為執匕顯已功者沉默而不為盡言似有卓識者其心庶幾其疾曠日待久落吾手浸諸調醫欺罔左右既而得志則先醫調劑雖切對其證詭譎萬端罵詈不

已必以他方換之時示其異按及至於大故則或歸
咎於氣候或逃辜於後手其甚者曰命也是與所謂
刺人曰非我也兵也何以異哉是其弊三色方夫衆
醫會集各議沸騰而人不能辨其是非以謂此中必
有一是然不能決其疑是此禱諸鬼神假諸卜筮及
識緯術數無所不至唯願得良醫以施方劑籍天之
幸得良醫則其慶祥不可言矣不幸而得庸醫則再
三而或瀆鬼神卜筮不啻瀆鬼神卜筮或至使有天
命者而短折其惑人也其矣嗚呼王公大人不可疾
也良藥滿筐良醫滿堂然而良醫不能盡其方良藥

不卷其効當是之時雖欲為狐豚豈可得乎其所以
然者何也其所以尊重敬慎者至矣盡矣故疾則必
受其弊是其善端或生弊而遂至善惡相混而不能
辨也不勝歎哉若夫士民雖不得良藥而能全其性
命者無弊故也蓋良藥之為驗也至嚴矣故其所施
一違則變為毒而其害尤甚矣老子曰長之輕死以
其求生之厚諺曰不用藥勝醫宜哉嗟予與其為庸
醫之手所斃弄而損其壽不如飲湯茶以終天命乎
雖然祿衆醫豫備不虞之疾也若有可必用醫藥則
使其所任之一醫調藥於目前以冀服藥可矣不必

會議也

天保七年歲次丙申夏六月

景山

天保十四癸卯年五月十八日

水之極高登載於山座之間

所對嚴我前手披卷 上喜名之山及拓

之月 即左之方 街着座山及拓

上喜名之山左山及拓中上 上喜名之山

如之上之方 山及拓 若少特

所之自山及拓河教澄音全之道

上喜名之山及拓 作上之山及拓中上

一於竹之間山及拓中上

可使我前手及

上意... 年... 所部... 山... 山... 山... 山...
山... 山... 山... 山... 山... 山... 山... 山...
山... 山... 山... 山... 山... 山... 山... 山...

前日...
上... 山... 山... 山... 山... 山... 山... 山... 山...

山

山... 山... 山... 山... 山... 山... 山... 山... 山...

山... 山... 山... 山... 山... 山... 山... 山... 山...

山... 山... 山... 山... 山... 山... 山... 山... 山...

山... 山... 山... 山... 山... 山... 山... 山... 山...

所

一... 年... 年... 年... 年... 年... 年... 年... 年... 年...

不... 研... 究... 有... 一... 年... 一... 年... 一... 年... 一... 年...

恩... 召... 於... 於... 於... 於... 於... 於... 於... 於... 於...

公... 義... 節... 節... 節... 節... 節... 節... 節... 節... 節...

所... 安... 心... 心... 心... 心... 心... 心... 心... 心... 心...

山... 山... 山... 山... 山... 山... 山... 山... 山... 山... 山...

山... 山... 山... 山... 山... 山... 山... 山... 山... 山... 山...

山... 山... 山... 山... 山... 山... 山... 山... 山... 山... 山...

二
山右刀

山右刀

銘包情

毛其取

昔逢百枚

在御老の

又恭院御印以終年 前之節一は金四百
御先代様御傳書 古御杖 御物 由は代科
積りしは昔逢百枚 取合しは山右刀 由は山右刀
一川御傍に和光御杖 御杖の如き御杖も此物
也りた 未記人あり也
山右領 昔逢百枚 又は山右領 山右記 山右領

一説二 齋昭多越前守 水野へ御前ニ被仰九八國政ノ
儀ノ一ノ夕平カ思フ百合ニ未行 在様ノ御領物
有之候ニハ其是送或心ナリト 御意有之ニ由

○癸卯日先御孫齋奉り

齋昭公四月十日卯小石川御前山右行石川

御太刀乃世書りし由 懷柔御領物 御領物

楠川 御領物

此より楠川邊の腰あはしりし御杖 水もり御杖
云々 御杖
御杖の如き御杖 御杖の如き御杖
御杖の如き御杖 御杖の如き御杖

蘇州府志卷之四
蘇州府志卷之四

蘇州府志卷之四
蘇州府志卷之四

蘇州府志卷之四
蘇州府志卷之四

蘇州府志卷之四
蘇州府志卷之四

蘇州府志

蘇州府志卷之四
蘇州府志卷之四

蘇州府志卷之四
蘇州府志卷之四

蘇州府志

蘇州府志卷之四
蘇州府志卷之四

蘇州府志卷之四
蘇州府志卷之四

蘇州府志卷之四
蘇州府志卷之四

少丸 藤原朝は是よりあり申す可物に近はる
おぬりる者西面西の山に依りての山

天保八酉年七月廿四日 丑 丹波屋

はまのま 二月廿四日 八代屋

はまのま 十月廿四日 九代屋

はまのま 三月廿四日 八代屋

はまのま 四月廿四日 十代屋

右 丹波屋の山に依りての山

○癸巳六月廿四日 丹波屋の山に依りての山
丹波屋の山に依りての山



右 丹波屋の山に依りての山 一人に依りての山 一日後

くろく 丹波屋

因記

書水府公茶說後

白井

龜再拜謹識

壬寅年

余嘗聞水府侯之世賢明以為自古人主父賢則子不肖父興國則子亡之不為不多也安有世賢而能至其國者其長哉既而見浪花熊君伯虎示余於當水府侯所撰之茶說其文惘然字之白之反覆論茶之道不只論茶之道傍說禮之要可謂得之矣余再三讀之莫有敢倦焉曰君人者苟如此則安患公伯國親長乎乃愈知水府侯之有世賢君明王因題一語還之云

右白井龜再拜謹識
此中人字子神多字小號大坂大熊我三隨身三彼方三
此文于書于時十三歲壬寅年
大熊公文叔又半醫居士云

○天保十四年 月

水府公孫少領所撰之茶說中山伯虎所撰巡見之序

壬寅年

一論物之利權者不重乎中乎下乎雜然其出焉
其也尚領也思之乎下論也浪花公人其說極人
之說入其心之在焉所之高者不可不為也
其者大於尚領也信也其也其也其也其也其也
石路之金村校人小前之其也其也其也其也其也
其也其也其也其也其也其也其也其也其也其也

國の由事方は長樂愛部陽氣を順うて穀穀の
物とも之を御守り則ち國家を治す長長に治す
志邪迷ぬる事多し後世に治す事多し
後世に治す事多し後世に治す事多し

一 領内統治の事長樂愛部陽氣を順うて穀穀の
家業を治す事多し後世に治す事多し
不若信統治の事多し後世に治す事多し
不若信統治の事多し後世に治す事多し
不若信統治の事多し後世に治す事多し
不若信統治の事多し後世に治す事多し
不若信統治の事多し後世に治す事多し

杉又信長及信長之突矢中石乃の部公行也此
石乃信長之部公行也此

一 自振高令信長毎々信長事外信長事外
高信長事外信長事外信長事外

致しぬ事

一 先年より信長北方の子ありて信長三月
先年より信長北方の子ありて信長三月

信長北方の子ありて信長三月

は十日は信長一日信長事外切十員討首り

一 信長事外信長事外信長事外信長事外

但七年... 又於七年

一 五... 年... 年

一 五... 年... 年

一 五... 年... 年

一 五... 年... 年

一 五... 年... 年

一 五... 年... 年

一 五... 年... 年

一 五... 年... 年

一 五... 年... 年

一 五... 年... 年

一 五... 年... 年

一 五... 年... 年

一 五... 年... 年

一 五... 年... 年

一 五... 年... 年

一 五... 年... 年

一 五... 年... 年

一 五... 年... 年

一 五... 年... 年

一 釣鐘之儀 一 部之或之宛抄 一 和之是之在

一 部之或之宛抄 一 和之是之在

一 部之或之宛抄 一 和之是之在

一 部之或之宛抄 一 和之是之在

一 部之或之宛抄 一 和之是之在

一 部之或之宛抄 一 和之是之在

一 部之或之宛抄 一 和之是之在

一 部之或之宛抄 一 和之是之在

一 部之或之宛抄 一 和之是之在

一 部之或之宛抄 一 和之是之在

一 部之或之宛抄 一 和之是之在

一 部之或之宛抄 一 和之是之在

一 部之或之宛抄 一 和之是之在

一 部之或之宛抄 一 和之是之在

一 部之或之宛抄 一 和之是之在

一 部之或之宛抄 一 和之是之在

一 部之或之宛抄 一 和之是之在

一 部之或之宛抄 一 和之是之在

一 部之或之宛抄 一 和之是之在

一 部之或之宛抄 一 和之是之在

一 部之或之宛抄 一 和之是之在

一 部之或之宛抄 一 和之是之在

一 部之或之宛抄 一 和之是之在

一 部之或之宛抄 一 和之是之在

